

論説

競争法におけるジョイント・ベンチャー規制

——Dagher 事件の検討を中心として——

伊 藤 隆 史

1. 序論
2. JV の形態
 - 2.1. 完全統合型 JV
 - 2.2. ネットワーク型 JV
 - 2.3. 市場取引・流通統合型
3. 現行 JV 規制の問題点
 - 3.1. スポーツリーグとシャーマン法
 - 3.2. 付随的制限法理の適用
4. Dagher 事件の検討
 - 4.1. 事実の概要
 - 4.2. 法的手続の経緯及び判旨
 - 4.3. 本件で提示された理論構成
5. JV の合法性判断へのアプローチ
 - 5.1. JV の存在に係る合法性
 - 5.2. JV の行為に係る合法性
6. 結語

1. 序論

近年、国内におけるのみならず国際的な競争そしてそれに伴う技術開発、イノベーションの促進は、取引の場を多様に変革させてきた。その一翼を担ってきたともいえるジョイント・ベンチャー（joint venture、以下「JV」という。）は、市場への新規参入・取引費用等のコスト削減・新製品の効率的な開発等の手段として盛んに用いられてきている。

JVが競争促進的に用いられるのは、規模の経済の実現等経済効率性を求めている場合がある。しかしその反面、競争制限的行為として用いられることもありうる。

即ち、JVは、本質的には競争事業者間での集団的な契約によって行なわれることが多いのであって、それ故に価格協定等競争制限行為の温床となる可能性を有することにもなる。

従って、JVは、競争促進的のみならず、競争制限的に作用する可能性をも併せ持つことになる。このようないわゆるトレードオフの関係にあるJVにつき、競争法政策の観点からいかに評価されるべきかについては、必ずしも明らかではない。

そこで本稿では、JVの競争促進的側面及び競争制限的側面を理論的に検討し、米国法との比較法的考察を踏まえ、主として米国における理論的展開を参照しつつ、JVに対する独占禁止法の適用のあり方への示唆を得ることを目的とする。このような角度において考察を行うにあたり、本稿では、以下の順序で検討を進めることとする。

第一に、JVの形態を分類する。JVは、市場の状況、対象となる商品・役務によって形態を異にする。そこで、まず目的、方法に応じた種別を整理する必要がある。また、この形態によって、競争への影響も異なることが考え得るため、この点も留意する必要がある。

第二に、JV規制の問題点を提示する。反トラスト法における解釈論上の問題点、主として適用法条との関係を示しつつ、規制の基準が明確でないことを概括する。

第三に、米国におけるDagher事件を概観し、この意義と課題を検討することで、第二で提示した問題点との関係を具体的に整理・検討する。

第四に、以上を踏まえ、JVに対する競争法の適用についてのアプローチを検討する。ここでは、JVの活動についての法的判断への予測可能性を向上させるための方策が検討される。

2. JVの形態

JVは一般的には、共通の目的を達成するために資源を移譲した二またはそれ以上の事業者からなる集团的企業として定義付けられる¹⁾。共通の目的に関連することから、競争者間での一定の取り決め、協定に基づくことが多いと考えられる。このようにJVは、競争者間での共同行為と位置づけることができる。

さらに、JVは、合併とは異なり、関係企業間での一定の競争の機会は確保される²⁾。このことは、必ずしもJVが競争促進的であることを保障するものではないが、競争法政策の観点からJVを評価するにあたり、考慮される必要がある。従って、JVに参加する企業が、競争制限的効果を導出する行為に関連する合意を為したか否か、についても精査されるべきことになる。

以上を前提とすると、JVが競争制限効果を惹起するか否かの判断は、JVそのものの形態に応じた分析に基づくことが必要になるといえる³⁾。

2.1. 完全統合型JV

完全に統合されたJVは、製造・流通・マーケティング・販売といった、ビジネスにおける一連の作用の全てを統合したものである⁴⁾。このJVは、関連市場における事業活動を合併するに等しい効果を有する。米国においては、この形態のJVにつき、合併におけるのと同様にクレイトン法7条のもとで審査される⁵⁾。

1) See, FTC “Comments and Hearings on Joint Venture Project” 62 Fed. Reg. 22945, 22946 (April. 28, 1997)

2) See, DOJ&FTC, “Antitrust Guidelines for Collaborations Among Competitors” (2000) § 1. 3. Also see, Herbert Hovenkamp “FEDERAL ANTITRUST POLICY (third edition)” at 200 (2005)

3) なお、以下の分類については、主としてABA “JOINT VENTURES : ANTITRUST ANALYSIS OF COLLABORATIONS AMONG COMPETITORS” (2006) を参照した。

4) See, id. at 7-8

2.2. ネットワーク型JV

ネットワークは、関連市場において、競争者間での（物理的）取引、エネルギー、電気通信、情報の交換を可能にする規約、施設を混合したものである。そして、ネットワーク型JVは、ネットワークを形成するために、業界における全てまたは一部の事業者が結合したものである。具体的には、遠距離通信、電力、電子バンキングなどが挙げられる。

この型のJVにおいては、ネットワークへの参加者が増加することに比例して、ネットワークが、潜在的な利用者または現実の消費者に対する利益を増大させるという、いわゆるネットワーク外部性を生じさせることになる。さらに、ネットワークへの参加者に対して、取引費用削減の効果を導くことになる。

このような本質に鑑みると、このタイプのJVは、競争事業者間においてさえ、より密接な関係が要求されることになり、それ故に競争事業者間での反競争行為への従事の可能性をもたらすことになりやすいといえる。

2.3. 生産関連型JV

この型のJVは、製品を、販売するために、または当事者が他の製品の製造プロセスにおいて用いる他の製品として用いるために、共同して製造することを目的とする。さらに、共同して新たな生産設備を開発、必須となる技術・生産に関連するノウハウを統合することなども含まれる。

この形態は、新製品や改良製品の開発を効率的に行う目的で用いられることが多い。特に、情報産業等の産業種によっては、新製品の開発及び製造販売にあたって、他の事業者との共同なくしては、これを実現できない、またはリスクが高すぎるという状況が多くなってきている。この点からは、研究開発（R&D）型JVが、市場に新製品をもたらすという競争促進効果を持つことと同様の効果を有することになる⁶⁾。

5) See. *supra*. note1. Ex. 1 なお、関連市場の70パーセントをコントロールしうる競争者間でのJVについては、違法とされる可能性がある。

従って、過去に製造していない製品を市場に投入するためのJVは、研究開発型と同様に許容されるべきことになる。

2.3. 市場取引・流通統合型

この型のJVは、特定の商品・役務について、共同して販売・流通の促進をはかることを目的とする。これによって、新たな製品・役務の市場への導入コストを削減することが可能となる⁷⁾。

しかし、他方において、価格・生産数量等のコントロールが可能となり得る。特に経営資源の統合を行わずにこのJVが設立される場合には、消費者による価格、製品、役務についての選択の余地を縮減することにも繋がり、競争制限効果を現出することにもなる。

3. 現行JV規制の問題点

JVは本質的な位置づけによって、規制方法も異なることになる。当該JVの行動が単独の事業者によるものであるか、独立した事業者間における協定であるかによって適用法条も異なることになる。

前者については、独占禁止法3条前段私的独占に、反トラスト法上は、シャーマン法2条に、後者については、独占禁止法3条後段不当な取引制限に、反トラスト法上は、シャーマン法1条による規制がなされることになる。

特にシャーマン法上は、いずれによって規制がなされるかについては、著し

6) 例えば、米国における半導体メモリーに関するコンソーシアムが、コンピューター業界における事業者に対し、改良型のDRAMs (Dynamic Random Access Memories) 開発・製造にあたり、5億ドルから10億ドルの投資を要求したことは、競争の促進及びDRAMs製品製造量の増加に繋がることから、許容されるべきとの指摘がある。See. Thomas A. Piraino, Jr. "Beyond Per Se, Rule of Reason or Merger Analysis: A New Antitrust Standard for Joint Ventures." 76 Minn. L. Rev. 1 (1991)

7) 自らによっては市場への導入が困難な製品・役務を、取引費用を削減しつつ導入することには、地理的に困難であったものを可能にすること・後の製品開発においても有用になりうるが含まれる。

い差異が生ずる。当該JVが単独の事業者によるものと解される場合には、それが独占力（monopoly power）を有するか、若しくは有する恐れのある場合に、2条違反行為とされる。しかし、事業者間における協定であると解される場合には、当事者の市場力（market power）に関係なく1条違法行為とされる。いわゆる当然違法の法理（per se illegal）によって違法と判断されることになる。

このように1条によって執行当局に扱われることになる場合には、2条によるよりも規制が厳格になる⁸⁾。このことはさらに、執行当局が当該JVを複数事業者による主体ではなく、単独の主体であるととらえる場合には、反トラスト法上の責任を逃れることを可能にする。

従って、JVを単独主体による行為と捉えるか、共同行為と捉えるかについては、厳格に区別が為される必要がある。このような単独の主体であるか複数のそれであるかという論点については、米国においては、主としてスポーツリーグにおけるものを中心として、判例理論の蓄積がみられる。

さらに、JVが競争制限行為を偽装する手段として用いられることがある。或いは、JVが競争促進的である即ち、効率性達成手段として用いられる場合であっても、付随的に競争制限効果が生ずることもある。この場合においても、前者と後者は厳格に区別される必要がある。

この二つの点について、以下では、米国判例法を参照しつつ、JV規制の問題点について明らかにする。

3.1. スポーツリーグとシャーマン法

スポーツリーグの規則には、競技自体に直接関連するものではない制限、即ちリロケーション・拡張（エクспанション）・フリーエージェント・アマチュア選手のドラフト・テレビ放映権等に関連する制限である。

8) See, Bruce D. Sokler “A Consideration of Dagher and Antitrust Standard for Joint Ventures” N. Y. U. J. L. & Bus. 307, 308 (2004)

このような制限に対して、裁判所は、プロスポーツリーグは、競技に関する試合において競争するのみならず、経済的にも競争している、即ち、市場競争にも直面しているとの論理でシャーマン法を適用してきた。そして、このような観点からリーグ構成チーム間の共同行為と位置づけ、シャーマン法違反とした事例もある。

例えば、*L. A. Memorial Coliseum v. NFL*⁹⁾ においては、全米プロフットボールリーグ（NFL：National Football League）のチームを独立した取引主体であると位置づけ、反トラスト法の適用を行っている。また、*National American Soccer League v. NFL*¹⁰⁾ では、単独の実体であるNFLは、シャーマン法から免責されるとする主張を認めなかった。さらに、*Smith v. Pro Football, Inc.*¹¹⁾ では、NFL選手のドラフトについて、*Robertson v. NBA*¹²⁾ では、全米バスケットボールリーグ（NBA：National Basketball League）選手のドラフトについて、違法なグループボイコットに該当するとしてシャーマン法1条の適用を容認した。

しかし他方において、スポーツリーグにおけるチーム間の共同行為は、広範囲にわたるので、チームは、経済的な競争者にとらえるべきでないとした事例もある。

例えば、*Seattle Totems Hockey Club v. NHL*¹³⁾ では、全米ホッケーリーグ（NHL：National Hockey League）への加盟申請を違法に却下されたとする原告に対し、本件はチームがNHLに対して競争者であったのではなく、チームが加盟を求めたものに過ぎないとして、訴えを却下した。また、*National American Soccer League v. NLRB*¹⁴⁾ では、北米サッカーリーグが単独の主体で

9) 726 F. 2d 1381, 1387-90 (9th Cir. 1984)

10) 670 F. 2d 1249 (2d. Cir. 1982)

11) 593 F. 2d 1173 (D. C. Cir. 1978)

12) 389 F. Supp. 867 (S. D. N. Y. 1975)

13) 783 F. 2d 1347, 1350 (9th Cir. 1986)

14) 613 F. 2d 1379, 1381-84 (5th Cir. 1980)

あるとされ、S. F. Seals, Ltd. v. NHL¹⁵⁾ では、NHL メンバーたるチームは、関連市場における経済的な意味における競争者ではなく、全てのメンバーは単独の主体であると判示された。

このように解されると、プロスポーツリーグは単独の主体であることになり、それ故にそのメンバーであるチームが、シャーマン法1条違反となる違法な共謀を行うことは、理論的に不可能となる。

この点につき、連邦最高裁判所の判断も必ずしも一貫しているわけではない。一方において、NCAA v. Board of Regents of the University of Oklahoma¹⁶⁾ では、全米大学体育協会（NCAA : National Collegiate Athletic Association）メンバー大学は、独立した単独の主体であるとし、テレビ放映収入等を得ているのであるから、その意味で競争関係にあるため、競争制限行為としての責任を問うことができると解し、シャーマン法1条違反を認定した。しかし、他方において、Brown v. Pro Football, Inc.¹⁷⁾ では、NFL 構成員は完全に独立した経済的競争者ではないので、単独の主体であるにとらえている。

このように、主体を本質上、単独または共同のいずれかと位置づけるかという論点は、法適用にあたって重要であるにもかかわらず、判例法上統一的な基準を見出すことはできないのが現状である。

3.2. 付随的制限法理の適用

JVの当事者が、競争促進的である経営効率性の向上等のその設立の本来の目的から乖離して、関連市場における競争を回避しようとする協定を締結することがありえる。このような付随的制限の反トラスト法上の合法性を如何に解すべきかについては、必ずしも明らかではない。

JV当事者による水平的価格制限、市場分割協定に対し、当然違法の原則を

15) 379 F. Supp. 966, 970 (C. D. Cal. 1974)

16) 468 U. S. 85 (1984)

17) 518 U. S. 231 (1996)

適用した事例¹⁸⁾がある一方で、BMI v. CBS, Inc.,¹⁹⁾では、作曲者によるJVが行なった音楽著作権に関する通常実施権の排除行為に対する当然違法の原則の適用は為されず、合理の原則によって判断されるべきであると判示された²⁰⁾。

このように、JVに関する競争制限行為の判断は判例法上必ずしも明らかではない。しかし、下級裁判所によって、この判断基準定立への試みがなされてきた。これが所謂「付随的制限法理」(ancillary restraints doctrine)である。この法理は、競争制限が、JVの合法目的を実現させる上で付随するものであるか否かを判断基準とするものである。

この法理は、William Howard Taft判事によって最初に定立されたものであるとされる。United States v. Addyston Pipe & Steel Co.²¹⁾においてTaft判事は、反トラスト法上合法とされるJVの目的とは直接関連しないため違法とされる「あからさまな制限(naked restraints)」と、JVの目的達成のために必要とされるので許容される「付随的制限(ancillary restraints)」を区別した。

この法理は、その後80年近くに渡って採用されることは殆どなかったが、最近25年の間に、特に下級裁判所において採用されつつある²²⁾。ここでは、Taft判事による区別を、当然違法の原則での判断と合理の原則でのそれとの区別に用いる例²³⁾が多く、理論的には、JVの合法的な効率性目的とは関連性を

18) See. United States v. Timken Roller Bearing Co., 83 F. Supp. 284 (N. D. Ohio 1949) modified by 341 U. S. 593 (1951); United States v. Sealy, Inc., 388 U. S. 350 (1967); United States v. Topco Associations 405 U. S. 596 (1972)

19) 441 U.S.1 (1979)

20) なお、本件で連邦最高裁判所は明確に註18事件を覆したと解され、今後はJVに関連する水平的協定について、合理の原則による判断がなされるものとの見方もあった。しかし同裁判所は、むしろ註18事件を肯定するに至った。例えば、Palmer v. BRG of Georgia, 498 U. S. 46, 49-50 (1990)では、競争者間における水平的市場分割協定が当然違法の原則の下で違法とされることが再確認された。

21) 85 F. 271 (6th Cir. 1898)

22) See. Thomas A. Piraino, Jr. "The Antitrust Analysis of Joint Ventures After the Supreme Court's Decision" 57 Emory L. J. 735,745 (2008)

23) See. SCFC ILC, Inc. v. Visa U. S. A., Inc., 36 F. 3d 958, 964 (10th Cir. 1994)

有していない場合は、前者によって、この目的から生ずる制限は後者によって判断が為されるに至っている。

このように、特に下級裁判所によって、この「付随的制限」法理が新たに採用されつつある。しかし、当該制限があからさまな（naked）なものであるか、付随的（ancillary）なものであるかを判別する基準を定立するには至っていないのが現状である。

4. Dagher 事件²⁴⁾ の検討

本件は、米国西部地区におけるガソリンの精製とマーケティングオペレーションに関する、Shell と Texaco の JV が、両社ブランドのガソリン価格を統一することになったとして、23000 人のガソリンスタンド経営者が連邦地方裁判所に提訴した事件である。

本件で原告（以下、控訴審・上告審についても、「原告」と記載する。）は、裁判所に対し、被告 JV による当該価格設定行動について、合理の原則による判断を求める権利を放棄（以下、控訴審・上告審についても「被告」と記載する。）し、当然違法の原則による判断を求めたことは注目されるべきである。

4.1. 事実の概要²⁵⁾

1989 年から 1998 年にわたり、Saudi Refining, Inc.（以下「SRI」という。）と Texaco は、JV “Star Enterprise” を通じ、Texaco ブランドにおいて、米国東海岸において、ガソリンの精製・マーケティングを行っていた。

さらに、石油・ガス業界における競争が激化してきたことに対応し、Shell は Texaco に対し、下流市場におけるガソリンの精製・マーケティング事業に関する両社の競争を緩和し、効率性を促進するために統合すべきことを提案した。この企画は、1998 年に二つの JV から成るアライアンスを設立する協定に

24) Dagher v. Saudi Ref., Inc., 369 F. 3d 1108 (9th Cir. 2004)

25) See. id. at 1110-1113

より、具体化した。

ここにおけるJVは、米国西部地区におけるShellとTexacoの下流業務を統合し、Equilon Enterprises（以下「Equilon」という。）を名称とするもの・米国東部地区におけるShell、Texaco、SRIの下流業務を統合し、Motiva Enterprises（以下「Motiva」という。）を名称とするものである。そして、本件JVは、シナジー効果を生じさせ、年間8億ドルのコストセービングが見込まれる点に効率性が見出されるとされた。

また、本件JV契約では、Equilon・Motivaは、製品の販売に加えて、TexacoとShellの商標の使用に関する許諾も行なわれていた。そのうえで、各社は独立して、単独の事業者としてJVのコントロールを受けることなく事業活動を行なうことは留保されていた²⁶⁾。

他方、このアライアンスが設立されることによって、下流市場におけるガソリンの精製・マーケティングに関する競争が停止されることになる。TexacoとShellは、Equilon・Motivaとの競争及び、関連地理的市場における関連製品の製造・マーケティングが禁止される協定を締結した。さらに本件JVは、利益配分及びリスク負担について、固定比率を設定していた。

本件JVが設立される以前において、Texaco・Shell・Star Enterpriseは、卸売、小売価格について、独立して価格を設定していたが、主として、共同して設定された価格表（corporate price unit）に基づいていた。そして本件JV、Equilon・Motivaがプロジェクト名“Strategic Marketing Initiative”の下に、アライアンスが、Texaco・Shell両ブランドの製造・販売促進をより競争的行なえるような方法が採られることになった。

ここでは、アライアンスは、各々のJVにおける各事業者が、両ブランドの統一的価格を設定する価格制度を強化することとなった。これに対し、JVは独自の販売地域での両ブランドの価格を調整していた。Texaco・Shellが各々

26) JVは、合意の下に当該協定を取消すこと、または当該協定締結後5年経過後からは、2年前までに通知を行なうことで、一方的に解消することも可能であるとしていた。

別個のパッケージによって販売し、同様に商標を用い、顧客に対して競争関係にあるという意味で、この両社の製品は別個のブランドとして扱われていたという事実があったものの、反面でこのような価格設定は、維持されていた。

このような価格設定によって、JV、Equilon・Motivaは、原油価格が低迷した際に、同時に価格を引き上げることが可能であった。

4.2. 法的手続の経緯及び判旨

原告は、SRI、Texaco、Shell、Equilon、Motiva、等によるアライアンスとJVを通じたガソリン価格の固定及び引き上げ行為がシャーマン法1条に違反するとして提訴した。この際に原告は、合理の原則による審理を求める権利を放棄し、当然違法の原則または、簡略化された審理（quick look theory）での審理を請求した²⁷⁾。

連邦地方裁判所は、アライアンスによる価格設定行為は被告による付随的に留まらない、あからさまな（naked）競争制限行為であるとした。

これに関連して裁判所は、JVに対する審査にあたっては、当然違法の原則によるのではなく、合理の原則によるべきであるとする被告によるサマリジャジメントの申立を認めている²⁸⁾。

しかしながら、控訴審において第九巡回控訴裁判所は、本件におけるJVの価格設定行為は当然違法によって判断されるのが妥当であるとした²⁹⁾。同裁判所は、価格設定行為は、当然違法によって判断される、すぐれて典型的な例であるとし、JVが存在することのみをもって、当然違法の原則を免れることにはならないとの立場を提示した。また、同裁判所は、合法的なJVか否かを判断するにあたっては、競争制限効果があからさまであるか（naked）、付随的であるか（ancillary）であるかを区別すべき旨結論付けている。

27) supra note 24 at 1113

28) id. at 1108

29) Id.

第九巡回控訴裁判所によるJVの違法性判断に関する論理は、JVによる制限行為が、その合法目的を達成するために不可欠であり、それが導く反競争行為を超えるものである場合には、認められるべきであるとするものであるが、本件においては、この立証責任を被告が十分に果たしていないことをもって、原告の主張を認容した³⁰⁾。

これに対し、連邦最高裁判所は、本件JVによる価格設定行為は当然違法の原則において判断されるべきではないと判示した³¹⁾。TexacoとShellによる当該協定は、当然違法とされる狭いカテゴリーに入るものではないとの結論は、当該JVが既に当事者間における競争を消滅させてはいたものの、そこでは当事者間で資源を集積しリスクを共有すること等が目的とされていたのであって³²⁾、競争者としてではなく、投資者としてこのようなJVの利点を共有するものであった³³⁾と位置づけている。

そのうえで、本件価格設定は単独の実体によるものであって、競合製品に関する競争者間での協定ではないと判示した。

4. 3. 本件で提示された理論構成

本件は、競争法政策の観点から、JVに対する審理がなされた事例という点で、今後のJV規制に対するインプリケーションを提示するものであった。この観点から捉えると、一定の意義が提示されたといえる反面で、課題についても提示されたとみることができる。

そこで以下では、これらを個別に整理・検討することで、本稿第3章において提示したJV規制の問題点を再検討する。

30) なお、Fernandez判事は、JVは単独の実体であって、独立の競争事業者による共同行為とはいえないため、シャーマン法1条違反を問うにあたり、当然違法の原則の下で違法と判断されるべきではないとの反対意見を提示している。

31) Texaco Inc. v. Dagher 547 U. S. 1 (2006)

32) See. id. at4

33) See. id. at6

4.3.1. 意義

本件において、連邦最高裁判所は、当該JVが競争当局によって合法性が承認されたことに依拠しており、この意味においては、JVの反トラスト法上の合法性の判断基準を明確に提示するには至らなかった。

しかしながら、連邦最高裁判所はJVの合法性を判断するにあたっての、重要な分析の視点を提示したものと解される³⁴⁾。JVの合法性判断にあたっては、合理の原則によるべきものとされたが、この原則においては、関連市場を画定し、当該制限行為が市場における競争に悪影響を及ぼすことについて、原告に立証責任が課される。従って、裁判所及び競争当局は、JVの事案について、原告に対し、競争制限効果が（潜在的）効率性を上回ることについての立証を求めることになる。これによって、JVを用いようとする事業者に対し、合法性・違法性に対する予見可能性が付与されることになる³⁵⁾。

また、本件における価格設定行為は、JVの行為の中に限定されるため、付随的制限法理採用の可否は争点とはならなかったものの、適切な事案においてはこの法理が採用され得べきであることが明確にされた。従来この法理は、JV等、事業者間での共同行為において、生ずる制限について、それがあからさまな競争制限効果を生じさせる場合には違法とされるが、JV等の効率性の達成等の合法的な目的を実現させるために付随的に生ずるに過ぎない場合には、合法とされると解されてきたものである。

この法理は下級審において問題とされた事案は存在するものの、従来、明確に採用されてはこなかった背景がある。これに対して本件では、この法理が採用される可能性がありうることが示唆された点に意義を有する。

4.3.2. 問題点

本件では、JVによる価格設定行為が、当然違法の原則・合理の原則いずれ

34) See. *supra* note. 22. at 751

35) See. *id* at 751-752

の下で判断されるかが主要な争点になっており、JVによる行為がシャーマン法1条違反を免責されるか否かについては明らかにされなかった。従って、JVの行為規制に関しての判断基準が提示されずに終結したことになる。この点は訴因についての問題であり、裁判所の判断についての問題点とはいえないものである。

しかし、本件ではこの点に過度に固執した上で、JVの内部規則を合理の原則による判断が適切とし、JVの外部に生じた競争制限効果を付随的制限と捉える結果を導出することとなった。このことは、JV内部での行為についての被告による正当化の立証責任の方が、JVの外部に生じた効果への正当化へのそれに比して厳格とされることを意味する故に問題点となる。即ち、後者の場合には、付随的制限の法理が採用される可能性が示唆されており、その際には、当該制限が付随的であることを示すことができれば、違法性は阻却されることになるが、前者の場合は、目的・効果等を総合的に立証しなければならないからである。

例えば、共同研究開発型JVにおいて、技術の共有が当該産業界において不可欠である状況にも係わらず、原告がJVの当事者である被告事業者に対し、高率のマーケットシェアを保有すること等を以って、違法であるとの立証に成功した場合には、被告は極めて不利な立場に追い込まれることになる。

他方において、本件の論理構成によれば、JVの合法目的実現に伴って生ずる競争制限効果は、合法であると解されることになる。

例えば、同様に共同研究開発型JVにおいて、全ての当事者がJVからのみ製品を購入することを約する場合に、この排他的購入契約は、JVの業界における進展のために不可欠であることが立証できるのであるならば、反トラスト法上合法と解されることになる³⁶⁾。

将来においてこのような論理的矛盾・解釈論上の法的バランスの不均衡を生じさせないようにするためには、裁判所は、JVの内部規則については、シャ

36) See. id. at 754

ーマン法1条の適用を除外し、JVの外部における競争制限効果については、付随的制限法理の適用を認める形で判示すべきであったとの見解³⁷⁾もあるが、これはJVの目的が効率性の実現等の合法目的を有していることが前提であり、さらにこの目的実現を担保する内部規則が必要であろう。

また連邦最高裁判所は、当該価格設定行為について、JVが単独の実体として行なわれたものであると捉えている³⁸⁾。しかし、単独の実体または複数の事業者による共同行為のいずれに解されるべきかについての判断基準については必ずしも明らかにされていない。

この点につき、第九巡回控訴裁判所は、ShellとTexacoが各々の商標の使用を維持し、ブランドとしての管理が行なわれていたことを以って、両者が独立に事業活動を展開しえたと認定し、複数の事業者による共同行為であると判断した一定の根拠を提示したこととは対照的である。この問題に関連しては、法廷意見書が提出されるなど、議論が錯綜した³⁹⁾。

連邦最高裁判所は、ShellとTexacoが米国西部地区において、ガソリンスタンドに対するガソリンの販売については、競争関係にないと認定しており、両者は相互に資源を集積し、リスクと利益を共有するにとどまるJVであったとして、単独の実体であったと理論構成した。従って、このような限定的な理論構成は、単独の実体または複数の事業者による共同行為のいずれかであるかに

37) Id.

38) *supra* note 31, Dagher at 5-6

39) ShellとTexacoは、意見書(amicus brief)において、石油精製所、工場、研究施設、ガソリンスタンド(service stations)等の存在について言及しつつ、当該JVは統合された単一の実体であって、故にシャーマン法1条は適用されないと主張した。See. *Texaco Inc. v. Dagher*, 547 U. S. 1 (2006) Brief for Petitioner Texaco Inc. at 2, 2005 WL 2229874. しかし、原告側は、同様に意見書において、ShellとTexacoは、米国国外において依然として競争関係にあり、米国国内においても、原油の探索・調査、船舶・航空エンジン用燃料において、同様に競争関係にあるとし、当該JVは独立の競争者としての地位を消滅させるものではなく、故に当然にシャーマン法1条に違反すると主張した。See. *Texaco Inc. v. Dagher*, 547 U. S. 1 (2006) for Respondents at 5

ついて判断するインプリケーションを提示するものではなかったといえ、議論の錯綜即ち意見書等による影響を受けているとみることもできよう。

本件では、石油産業に関する米国における当事者の製造・マーケティングに関する統合が当該JVによって完成されており、当事者がこれに責任を有するシステムが成立していたとみることができるようにも思われる⁴⁰⁾。このように解すると、連邦最高裁判所は、ガソリンのマーケティングに関する事業において、ShellとTexacoは競争関係になかったと、より説得的に結論付けることができたようにも考えられる。

5. JVの合法性判断へのアプローチ

前章でみたDagher事件の主な争点は、JVによる行為が単独行為か共同行為かに係るものであったため、JV自体についての合法性は必ずしも明らかにされなかった。裁判所は、FTCが承認⁴¹⁾したことに依拠して、当該JVの合法性が認定されている⁴²⁾。

しかしながら、本件におけるJVは、実質的にShellとTexacoとのガソリンの精製及びその流通を統合していたものとみることができる⁴³⁾ため、より実態に即して本件を捉えるならば、この統合性をJVの合法性の判断における根

40) See. *id.* Brief for Petitioner Texaco Inc. at 2. Also see. *supra* note 24 at 1125 (Judge Fernandez dissenting opinion)

41) See. *supra* note 31 at 6 n. 1 ここに示されているように連邦最高裁判所は、本件のJVを中心とした事業形態が、FTC及び州競争当局によって、承認されていること及びこれが違法行為の偽装手段として利用されたことの主張・立証がなかったことを以て合法性の判断が為されている。

42) この点に関連して、消費者への影響が考慮されるべきであるとの指摘もある。この指摘によれば、本件JVの行為について、経営上の正当化事由が十分に立証されていないこと、消費者への影響が十分に考慮されていないことから、原告がこの点についても言及すべきであったことになる。See. Peter C. Carstensen “Using Dagher to Refine the Analysis of Mergers and Joint Ventures in Petroleum Industries and Beyond” 19 *Loy. Consumer L. Rev.* 447, 464 (2007)

43) See. *supra* note 24 at 1125 (Judge Fernandez dissenting opinion)

拠とすべきであったともいえる。

これらの点を踏まえると、Dagher事件は、JVの反トラスト法分析の指針を提示するものであったとは必ずしも評価できないが、今後の分析につき、新たなアプローチの必要性を提示するものであったといえる。

JVの合法性を判断するにあたっては、第一に、JVの存在自体に係る合法性が判断されなければならない。Dagher事件では、裁判所はFTC等による承認が行なわれていたことに依拠したため、この点は重要視されなかったが、この承認がなかったとするならば、まず明らかにされる必要がある点である。

第二に、単独の事業者によるものであるか、独立した事業者間における協定であるかが判断される必要がある。ここでは、特に後者の場合に、共同行為として問題になる。

5.1. JVの存在に係る合法性

JVの合法性については、Dagher事件のように事前にFTC等が判断するケースは限定的であって、裁判所が判断することになるケースが多数を占めることになる⁴⁴⁾。従ってFTCのみならず、裁判所においても、JVの存在に係る合法性を判断する明確な基準が必要とされる。

JVに類似する形態として、カルテル・企業結合がある。そこで、当該共同行為の本質が、これらのいずれに該当するかということがまず判断されなければならない。いずれにも該当しない場合には、JVであるとまず位置づけることができる。

44) ハート・スコット・ロディノ法（Hart-Scott-Rodino Act）によれば、統合する実体が、統合されるその5310万ドルかそれ以上の資産、または株式を取得することになる場合或は、一方当事者が1070万ドル他方当事者が1億620万ドルの資産を有する場合に、司法省或いは連邦取引委員会による事前承認（pre-closing clearance）を受ける必要があることになる。See, 15 U. S. C. 18a(a) Also, see, ABA “THE MERGER REVIEW PROCESS: A STEP-BY-STEP GUIDE TO FEDERAL MERGER REVIEW (third edition)” at 10, 60-74 (2006) このような要件があるために、実際にこれを受けることになるケースは、数パーセントに留まるとされる。

カルテルは、いかなる手段であるかに係らず、当事者が資源を統合することなく、単に共同して行動するものをいう。また、企業結合は、競争事業者等が、単一の実体として全ての経営主体を統合するものをいう。

これに対し、JVは特定の製品・役務について開発・製造・流通等について、一定期間において資源の一部を競争事業者間で統合するものをいう。このように、資源の一部を統合することでカルテルとは異なり、限定的に結合することによって企業結合とも異なる。JVの場合には、限定的な結合に留まることから、この範囲外においては、競争は残存することになる。

このことから、当事者が従来は独立して行っていた事業、そしてそれに係る資源の一部を統合してはいるが、この共同行為における目的の範囲外においては競争の継続が許容されるような形態の共同行為は、その存在自体について、合法性が推定されるJVであると位置づけることができる。

このように合法性が推定されるJVであることが確定された次の段階においては、反トラスト法上の合法性が精査されるべきことになる。この点については、企業結合規制によるアプローチを準用する、当然違法の原則の下で判断する、合理の原則の下で判断することが一応は考えられる。しかし、このような多様なアプローチによる場合には、裁判所或いは競争当局に混乱を生じせしめることから、必ずしも望ましい方策ではない。

本質的にJVは、カルテルが競争を阻害し、消費者利益を害することが明らかであるから規制され、企業結合が当事者間における従前の競争を消滅させるため、競争制限効果を生じさせない場合にのみ許容されるものであることに比して、競争制限的ではない経営手段であると位置づけられる。

従って、JVが目的とする効率性の実現を超過する競争制限効果が発生し得る場合に、違法と解されるべきことになる。

5.2. JVの行為に係る合法性

前節においてみたように、JVの存在自体に係る合法性が認定された場合には、JV及びその当事者による行為の合法性が検討される必要がある。ここで

問題となるのが、本稿第3章においても言及したように、①JVを単独行為と解するか、②共同行為と解するかという点である。

既に本稿第3章1節においてみたように、JVが①、②のいずれに分類されるかについては、判例法上、統一的な基準が確立されてきているわけではない。しかしながら、この分類は以下のアプローチを採用することによって、必ずしも困難なものではなくなる。

即ち、複数当事者間で行なわれる事業に対する責任を有する、目的の範囲内での行為であれば、①と解されるが、範囲外の行為であれば、②と解されることになる⁴⁵⁾。

①の場合には、目的の範囲内であれば、内部規則が競争制限的に作用するような概観を呈していたとしても、シャーマン法1条の適用は免責されることになる。例えば、新製品の開発を目的として設立されたJVにおいて、これに必要な限りで、関連技術情報等の提供を義務付ける規則等がこれに該当する。

しかし、シャーマン法1条が免責されることになったとしても、当該JVが市場支配力を有する場合には、シャーマン法2条との関係で問題となりうる。例えば、市場支配力を有するJVが、排他的供給契約を締結し、新規参入者の排除をはかる場合等である。この場合においては、当該JVの行為は新規参入者の排除以外に明確な目的を有するものとは解されないため、独占化の企図を有するとして、シャーマン法2条の適用も為されることになる。

②と解される場合は、JVの目的の範囲外の行為とされるものであるが、なお競争が行なわれる可能性の表出がみられるかについて審査される必要がある。

例えば、生産関連型JV⁴⁶⁾において、当事者（出資会社）AとBが地理的市場分割協定を行なった場合に、当該JVにおいては、新製品等の生産に係る統合がはかられているため、この協定はJVの目的の範囲を超えるものと解される。また、このJVでは、生産段階での統合を目的としているため、販売段階では、A及びBは競争関係にあることになる。

45) See. *supra* note 34 at 759

46) 本稿第2章3節参照。

このように解すると、A及びBによる販売競争が、当該協定によって、阻害されることになるため、シャーマン法1条が適用されることになる。

さらに、JVが②と位置づけられる場合には、制限条項について、Dagher事件においても示された付随的制限法理に照合して検討される必要がある。JVが②のように捉えられる場合には、その目的の範囲外の行為についても特定の行為を制限する協定が付されることがある。このような制限は、JVによる競争促進的な目的に付随するに過ぎないものである場合には合法であると解されるべきである。

6. 結語

JVは、経営効率性を高め、製品市場における競争を活発化させる機能を有する。効率性を改善するために共同事業を営む場合の業務提携としての本質を有する本来の意味でのJVである場合には、競争上望ましい効果を有する。

しかし、その反面においてカルテル等競争制限行為を偽装する手段として用いられるなどの場合もありうる。

JVは、様々な形態・目的で行なわれているため、競争への影響を検討するにあたっては、その本質を捉えた上で、分析する必要がある。

本稿では、米国の判例、特にDagher事件の検討を通じてJVへの競争法による規制のあり方を検討した。わが国の独占禁止法理論においては、明示的に当然違法の原則・合理の原則が採られているわけではないが、JVの規制については、基準が必ずしも明確ではない現状⁴⁷⁾にあることでは、米国におけるそれと共通するように思われる。

Dagher事件の検討において、第一にJVの内部規則とそれを超える外部への行為とが区別される場合にJVの合法目的実現に伴って生ずる競争制限効果は、合法であると解されることになる点、第二にJVが単独の実体であるか否かに

47) 但し、公正取引委員会「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日）における「共同出資会社」がJVに該当し、文字通りJV規制への一定の指針は示されている。しかし、本稿で指摘したように、JVを単独の実体と解するか否か、JV自体の合法性を如何に解するかについて、必ずしも明らかではない。

についての判断基準が不明確である点がJV規制に対する問題点として抽出された。

これらを踏まえ、本稿では前章で示したように、①JV自体の合法性、②JVの行為の合法性という二段階での検討がなされるべきであると考える。

①においては、資源の一部を統合しているという外的要因があるか否か、JVの目的が合法か否かが判断される必要がある。JVは、本質的には、資源の統合による経済効率性の達成が目的とされる場合に競争促進的であると解される。この資源の統合がみられない場合は、カルテル等の違法な共同行為となる可能性がある。ここで、当該JVの合法性が推定される場合には、②の点が検討されることになる。

②においては、当該JVが単独の実体としての行為であるか、共同行為であるかが検討される。ここでは、①での検討も踏まえ、目的の範囲内での行為であれば、①と解されるが、範囲外の行為であれば、共同行為であると解されることになる。この際さらに、前者の場合には独占化（monopolization）、わが国においては私的独占の可能性が、精査される。また、後者の場合は、競争への影響が検討されることになる。

JVは様々な形態・目的において行なわれている。従って、その競争への効果は一律に判断できるものではない。しかしながら、JVは競争促進的効果をも有するため、活発に活用されるべきものであって、ここに萎縮効果を生じせしめるべきではない。即ち、事業者に対し、競争法政策上のリスクを過度にもたらすべきではないのであって、JVの合法判断にあたって、一定の予測可能性が必要となる。

本稿では、Dagher事件を元にJVの合法性判断に係る検討を行なった。JVの競争への効果は基本的にはケースバイケースにおいて検討されるべきであるが、競争法政策においては、合法性の判断についてのフレームワークが供されることが重要である。

平林英勝先生には、今日に至るまで大変御世話になっております。ここに記して御礼申し上げます。また、先生の御健康をお祈り致します。